

2019年6月24日

皆様へ

学校法人広島女学院
理事長 中川日出男

広島女学院維持会問題に係るご報告

皆様には、日ごろから本学院に対しまして、温かいご支援、ご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、2014年3月に発覚した本事案につきましては、5年が経過いたしました。これまで法人として様々な調査やその報告を行い、節目ごとに公表してまいりました。また、刑事告発及び損害賠償請求という法的措置も行ってきたところです。

この度、広島地方裁判所におきまして、2015年4月30日付けで提訴しました元維持会事務担当者を被告とする損害賠償請求事件の判決（2019年5月20日）がありましたので、ご報告させていただきます。

判決の内容につきましては、被告である維持会事務担当者（元法人理事長補佐）に対し、「約1億6350万円を支払え。」というものであり、原告である法人の主張がほぼ認められた内容であると理解しております。今後は判決に従って対応してまいります。

このような問題を起こしてしまったことは誠に遺憾ではございますが、この事件を教訓とし、今後は、未来に向け、新たな気持ちで心を一つにし、広島女学院の発展に全力を尽くしてまいり所存でございます。

なお、この問題を受け、広島女学院維持会は、2014年12月に解散しております。

寄附につきましても、受領を一時自粛し寄附金控除に係る証明書の発行を控えておりましたが、現在ではすべて直接「学校法人広島女学院」で受領させていただくこととし、積極的な活動を行っていますことを併せてご報告させていただきます。

現在、多くの方々から「創立130周年記念募金」及び一般のご寄付をいただいております。重ねてお礼を申し上げますとともに、引き続き本学院への皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

法人事務局 総務課

電話：082-228-0380（総務課直通）

Fax：082-224-6056

eメール：soumu@gaines.hju.ac.jp